

令和5年第4回

長万部町議会定例会会議録

令和 5年12月12日 開会

令和 5年12月15日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

令和 5年12月12日（火曜日）第1号

○招集年月日	1 頁
○招集の場所	1 頁
○開 議 日 時	1 頁
○応 招 議 員	1 頁
○不応招議員	1 頁
○出席議員	1 頁
○欠 席 議 員	1 頁
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	1 頁
○議 事 日 程	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	3 頁
○諸般の報告	3 頁
○会議録署名議員の指名	3 頁
○会期の決定	3 頁
○町長行政報告	3 頁
○議案第1号 長万部町公営企業の設置等に関する条例	8 頁
○議案第2号 長万部町公営企業の剰余金の処分等に関する条例	9 頁
○議案第3号 長万部町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	10 頁
○議案第4号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例	11 頁
○議案第5号 長万部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例	12 頁
○議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例	13 頁
○議案第7号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	14 頁
○議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	15 頁
○議案第9号 長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例	17 頁
○議案第10号 長万部町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	17 頁
○議案第11号 長万部町火災予防条例の一部を改正する条例	18 頁
○議案第12号 長万部町し尿処理施設解体基金条例を廃止する条例	20 頁
○議案第13号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	20 頁

○議案第14号	令和5年度長万部町一般会計補正予算（第9号）	22頁
○議案第15号	令和5年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	27頁
○議案第16号	令和5年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	28頁
○議案第17号	令和5年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）	29頁
○議案第18号	令和5年度長万部町水道事業会計補正予算（第4号）	30頁
○議案第19号	令和5年度長万部町病院事業会計補正予算（第2号）	31頁
○選挙第1号	選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	32頁
○休会の決定		33頁
○散会宣告		33頁

令和5年第4回長万部町議会定例会（第1日目）

◎招集年月日 令和 5年12月12日（火）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 令和 5年12月12日（火） 午前10時00分

◎応招議員（9名）

1番	辻	義雄	6番	高森	功治
2番	橋本	收司	7番	長崎	厚
3番	辻	紀樹	8番	高橋	克英
4番	大谷	敏弥	9番	村川	毅
5番	北川	佳嗣	10番	柏倉	恵里子

◎不応招議員（1名）

2番 橋本 收司

◎出席議員 応招議員と同じ

◎欠席議員 不応招議員と同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	木幡	正志	建設課長	上野	訓
副町	長	佐藤	英代	水道ガス課長	中里	博也
総務課長	佐藤	久	出納室長	岡野	喜美雄	
まちづくり推進課長	中山	裕幸	消防長	沼田	明宏	
新幹線推進課長	岸上	尚生	病院事務長	本前	武広	
税務課長	田中	浩	病院事業推進室長	加藤	典明	
税務課参事	佐藤	修	教育長	近藤	英隆	
町民課長	佐藤	剛	学校教育課長	對馬	政宏	
保健福祉課長	岡部	忠	社会教育課長	神野	隆之	
子ども子育て支援室長	田野	憲哉	選挙管理委員会事務局書記長	佐藤	久	
産業振興課長	小川	洋	監査事務局長	増田	理恵	
農業政策室長	濱谷	陽一	農業委員会事務局長	小川	洋	

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	増田	理恵
議会事務局主幹	佐々木	学
議事係	吉井	雄貴

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町長行政報告
日程第4	議案第1号	長万部町公営企業の設置等に関する条例
日程第5	議案第2号	長万部町公営企業の剰余金の処分等に関する条例
日程第6	議案第3号	長万部町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
日程第7	議案第4号	督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第8	議案第5号	長万部町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第6号	特別職の職員で非常勤の物の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第7号	町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第8号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第9号	長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第10号	長万部町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第11号	長万部町火災予防条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第12号	長万部町し尿処理施設解体基金条例を廃止する条例
日程第16	議案第13号	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第17	議案第14号	令和5年度長万部町一般会計補正予算（第9号）
日程第18	議案第15号	令和5年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第16号	令和5年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第20	議案第17号	令和5年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第18号	令和5年度長万部町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第22	議案第19号	令和5年度長万部町病院事業会計補正予算（第2号）
日程第23	選挙第1号	選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

◎開会・開議宣告・議事日程

10時00分 開会

○議長（柏倉恵里子） ただいまの出席議員は9名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回長万部町議会定例会を開会いたします。

なお、欠席届が橋本議員よりありました。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（柏倉恵里子） 諸般の報告を事務局長からいたします。

増田事務局長。

○議会事務局長（増田理恵） 諸般の報告をいたします。

監査委員から令和5年度定期監査結果報告書および10月分例月出納検査報告書が提出されました。また、教育長から教育行政事務事業点検評価報告書が提出されましたので、それぞれの写しをお手元に配付いたしました。

次に、本定例会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、教育長その他執行機関およびそれぞれ委任または囑託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。

○議長（柏倉恵里子） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柏倉恵里子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番辻紀樹員、8番高橋議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柏倉恵里子） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの4日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日から12月15日までの4日間と決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（柏倉恵里子） 日程第3、町長より行政報告がありますので、これを許します。

木幡町長。

〔町長(木幡正志)登壇〕

○町長(木幡正志) 第4回町議会定例会の開催にあたり、日頃からの町政運営に対する議員各位のご協力に対し、心から感謝とお礼を申し上げます。

ウィズコロナの下、社会経済活動の正常化が進んでいる一方で、国際的な原材料価格の上昇などの影響により、エネルギー・食料品等の価格高騰が続いていることから、依然として住民生活や地域経済は厳しい状況にあります。計画した各種施策や事業等は、みなさまのご理解とご協力のもと、順調に進めさせていただいております。引き続き、本年度の残された行政課題の解決に努めてまいりますので、一層のご高配を賜りますようお願い申し上げます、行政報告に移させていただきます。

はじめに、開礎150年・町制施行80年記念式典について申し上げます。11月1日、開礎150年・町制施行80年記念式典を学習文化センターで開催し、幾多の苦難を乗り越え本町を発展させてきた先人のたゆまぬ努力に感謝し、さらに限らない未来への発展を誓いました。オープニングでは、長万部中学校吹奏楽部による元気いっぱいの素晴らしい演奏で、式典を盛り上げていただきました。また、式典の席上、長万部町表彰条例に基づき6団体に功労表彰を授与いたしました。

次に、ふるさと納税について申し上げます。ふるさと納税による寄附金につきましては、ホタテ関連の返礼品が非常に好評であり、また、寄附サイトの掲載写真等の強化や新規返礼品の発掘、ふるさと納税関連イベントへの参加やPR広告の掲載など積極的に取り組んだこともあり、前年度実績より大幅な収入増となっていることから、関連する費用についての補正予算を本定例会に提案いたしております。

次に、北海道新幹線関係について申し上げます。現在、町内では5つのトンネル工事が施工中で、11月1日現在において、立岩トンネルのルコツ工区と豊野トンネル、国縫トンネルは掘削を完了し、残る覆工などを施工中であります。残りの掘削中のトンネルについては、立岩トンネルの豊津工区では、本坑2,065メートルのうち1,934メートルが、豊野トンネルほか1か所では、幌内トンネルにすでに掘削済みの豊野トンネルを含めた延長とはなりますが、本坑2,165メートルのうち1,875メートルを掘削中であります。また、内浦トンネルの静狩工区では、本坑5,570メートルのうち3,968メートルが掘削されております。

さらに、地上部の明かり区間の工事につきましては、すべての工区で発注が完了し、中ノ沢高架橋、平里高架橋他、静狩路盤は、杭基礎を工事中であり、そのほか、国縫高架橋、花岡高架橋、長万部駅高架橋、栄原高架橋、共立路盤の工区では、工事の準備を行っているところであります。

新幹線長万部駅のデザインにつきましては、鉄道・運輸機構より10月20日に、駅デザインコンセプトに基づく3つのデザインの提案書を受け取ったところであり、3つのデザイン案については、現在、役場ホールやホームページで公開しております。

町では、長万部高等学校の生徒が参加したまちづくり推進会議に、今回は新たに東京理科大学の学生を加え、全委員の参加による「新幹線駅デザイン検討委員会」において、駅デザインの選定方法を検討していただくための作業を進めているところであります。今後は、住民説明会を開催し、駅デザインの詳細について説明を行う予定であり、その後、町民の意見募集も行いながら来年3月を目途に、最終的に1案に絞り込む予定であります。新しい駅デザインは、今後100年以上使用するであろう駅の姿を形作るもので、町の中心、シンボルにもなる重要な選択になりますことから、町民のみなさまも一緒にご検討いただきますよう、よろしく願いをいたします。

次に、広域自治体連携の取組について申し上げます。長万部町と黒松内町、豊浦町で構成する「は

しっこ同盟」と生活協同組合コープさっぽろとの間で包括連携協定を締結したことに伴い、販売店舗がない地域の支援のため、コープさっぽろの移動販売車「おまかせ便カケル」が11月22日より運行を開始し、実証実験として約1年間の運行を予定しております。

次に、生活環境関係について申し上げます。本年4月から10月までの渡島廃棄物処理広域連合の焼却施設に排出した長万部町の可燃ごみの量は約947トンで、前年度同期と比較し、約35トン減少しております。また、ごみの減量化の一環として実施しております衣類の無料回収は、役場窓口での随時受付と5月の巡回地域回収を実施し、今年度は10月末で537キログラムの衣類を回収いたしました。

廃食用油は、今年度も役場・福祉センター・各会館のごみステーションに無料回収ボックスを設置して、現在までに460リットルを回収しており、使用済小型家電についても、同じく役場庁舎内の無料回収ボックスなどで、590キログラムを回収しております。町民のみなさまには、今後ともごみの減量化やリサイクルへのご協力をお願いいたします。

次に、町民の健康増進等について申し上げます。健康づくりの推進につきましては、特定健診やがん検診といった各種検診の受診率向上のため、無料クーポン券の配布や対象者への受診勧奨を行いながら実施しております。今後も検診の必要性を周知し、病気の早期発見のため受診率向上に努めてまいります。

健康教室につきましては、10月に長万部高等学校で命の大切さや自己肯定感を高めるための授業を、町内の保育所・幼稚園で歯磨き教室を、マリア幼稚園では8月に食育教室についても実施しております。また、高齢者健康料理教室につきましては、各地区で5回実施しております。

次に、感染症対策について申し上げます。新型コロナウイルスワクチンの秋開始接種につきましては、現在、福祉センターにおいて集団接種を実施しております。また、インフルエンザ予防接種及び11月から費用の助成を開始した帯状疱疹予防接種は、町立病院において実施中であります。感染症の予防には、ワクチン接種のほか、手洗いやうがい、マスクの着用、咳エチケットなどの感染対策を徹底することが大切であります。今後も感染症対策について、町広報などにより周知を続けてまいります。

次に、高齢者福祉関係について申し上げます。地域敬老会につきましては、本年度は、高齢者の長寿を祝福し、社会に貢献した労をねぎらうため地域敬老会を開催する場合、または地域敬老会開催の代替として記念品を配布する場合でも補助金を交付することとし、各町内会等へお願いいたしましたところ、13地域で294人が出席して敬老会が開催され、他の13地域では404人に記念品が配布されました。各地域とも趣向を凝らした取組により高齢者から大変喜ばれておりました。町内会等のみなさまにはご苦労をおかけいたしますが、高齢者への敬意の意を表すために継続して実施されるようお願いいたします。また、長寿のお祝いとして社会貢献へのお礼をこめて、9月9日から18日までの10日間、町内にある公衆浴場について助成を行い、無料開放を実施したところ、1,050人が利用されました。

次に、冬期福祉給付金(福祉灯油)について申し上げます。本格的な冬に向かい、灯油料金の増嵩^{ぞうすう}、電気料金の高止まりにかんがみ、高齢者や障がい者等で低所得の状況にある方に灯油購入費等の一部を助成し、経済支援により在宅福祉の向上を図ることを目的に、前年度と同様に冬期福祉給付金事業を実施するため、補正予算を本定例会に提案いたしております。

次に、農業関係について申し上げます。家畜の主たる飼料作物の牧草やサイレージ用トウモロコ

シは、大きな天候の崩れもなく、牧草はおおむね平年並の収量を確保し、サイレージ用トウモロコシは、平年以上の収量を確保している状況であります。

生乳生産量は、4月から9月まで約4,504トンを出荷し、前年に比べ約279トンの減となり、乳代は約4億3,850万円で、前年に比べ約1,483万円の増となっております。

黒毛和牛の4月から9月までの販売頭数は111頭、販売金額は6,339万3,000円で、前年同期と比較して販売頭数は7頭の減で、販売金額は1,848万6,000円の減となりました。

牧野関係は、生産コストの低減と酪農経営の安定化を図るため、公共牧場運営事業を実施しておりますが、10月26日に下牧が完了しております。この間の入牧延べ頭数は6万8,490頭で、前年に比べ8,412頭の増となりました。

次に、林業関係について申し上げます。町有林一般造林事業は、富野地区にて地拵・植栽事業を6.36ヘクタールを実施し、10月31日に完了しております。

次に、漁業関係について申し上げます。本町のホタテ貝養殖漁業での11月末現在の種苗の生育状況は、へい死・変形等は平年に比べ少なく順調に生育しておりますが、春の耳吊り時期までの生育状況を、渡島北部地区水産技術普及指導所等各関係機関と連携し、調査を行う予定となっております。

本年の秋鮭漁は、11月24日現在、漁獲量は約30トンで、5年連続の減少となり、前年に比べて約97トンの減、漁獲金額は約1,799万円で前年に比べ約6,836万円の減となっております。このように年々減少し続ける秋鮭の回帰率を改善するため、長万部漁業協同組合が行う町内河川への稚魚の放流事業への支援策として、関連する補正予算を本定例会に提案いたしております。

次に、商工観光関係について申し上げます。中小企業の業況は、長期化する円安基調の影響に加え、国際情勢の変化に伴う原材料価格の高騰や、人口減少による人手不足への懸念など、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いており、中小企業の健全育成と経営安定のため、国や道の様々な金融支援に対し、関係機関と連携し、支援を行ってまいります。

上期の観光客入り込み数は、新型コロナウイルス感染症が5類へと移行した影響により11万8,200人となり、水柱の影響で増加した前年度の約11万3,700人から3.96パーセントの増加となりました。また、観光客誘致事業は、町外のイベントとして、9月に開催された「さっぽろオータムフェスト」、10月にシエスタ函館で開催された「道南つながる市」に参加し、本町の特産品の販売などを行い観光PRを行っております。

次に、労政関係について申し上げます。本年度も季節労働者の労働環境向上のため、渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会を中心として、雇用相談や求人情報の提供、技能研修などを通して、通年雇用に向けた支援を行っております。

次に、消費者相談関係について申し上げます。近年、悪質商法や訪問押し買い詐欺、料金不正請求など次々と新しい手口による消費者問題が多く発生しており、消費者の安全確保についての苦情相談など、住民に対して必要な情報提供を行うため、全国消費者生活情報ネットワークを活用して全国の最新苦情相談情報を収集しております。今後、ますます巧妙化する手口への対応が必要とされる中、専門研修参加等により相談担当職員の資質向上を図り、消費者啓発セミナーの開催、関連する部署間の情報交換や町広報での消費者の安全確保に関する情報収集を継続して行い、住民の消費者生活被害予防に努めてまいります。

次に、建設関係について申し上げます。土木事業では、町道佐渡ヶ島線調査設計業務委託及び普

通河川田尻川調査設計業務委託は工期内に完了しております。町道長万部中の沢線外発注者支援業務委託を令和7年1月24日までの工期で、長万部町橋りょう点検調査業務委託を令和6年1月31日までの工期で、カマツオナイ橋修繕設計業務委託を令和6年3月1日までの工期で実施中であり、第9号農道橋修繕工事を令和6年1月26日までの工期で、町道長万部中の沢線外道路付替工事につきましては、令和7年1月10日までの工期で施工中であります。

河川維持関連では、普通河川メムナイ川維持工事を12月29日までの工期で、普通河川静佐川外維持工事を令和6年3月29日までの工期で施工中であります。

道路維持関係では、町道中山大通線外舗装補修工事及び長万部町管内道路排水等清掃業務委託は、工期内に完了しております。

住宅関係では、北海道新幹線建設に伴い移転建設となる町営住宅（仮称）新南部団地建設工事につきまして、高砂町の第1工区は、敷地造成並びに道路築造工事は工期内に完成しております。温泉町の第2工区は、住棟建設を令和6年1月19日までの工期で施工中であります。令和6年度住棟建設に係る実施設計業務委託につきましては、令和6年1月31日までの工期で実施中であります。その他、町営住宅や各公共施設の修繕工事につきましては、計画的に実施しております。

除排雪関係では、協同組合長万部町建設協会と11月6日に本年度の除排雪に関する委託契約を締結し、町道や公共施設等の除排雪作業を実施してまいります。

公園事業では、都市公園施設劣化度調査業務委託は工期内に完了しております。あやめ公園パークゴルフ場及び長万部公園キャンプ場につきましては利用期間が終了となり、パークゴルフ場の利用者は4,076人で、前年度に比べ1.8パーセントの増となっております。また、長万部公園キャンプ場の利用者は2,741人で前年度に比べ21.7パーセントの増となっております。

次に、公共下水道事業について申し上げます。公共下水道污水管路（1・2号幹線系統）カメラ調査外業務委託及び終末処理場No.1曝気攪拌機インバータ交換修繕工事は、令和6年1月15日までの工期で、下水道マンホール蓋交換修繕外工事は、令和6年1月25日までの工期で施工中であります。

北海道新幹線建設に伴い、町道長万部中の沢線外下水道（污水）付替工事は、令和7年1月10日までの工期で発注しております。

次に、水道事業について申し上げます。浄水場運転監視装置改修工事は、令和6年3月15日までの工期で施工中であります。また、北海道新幹線建設に伴う町道長万部中の沢線外水道配水管付替工事は、令和7年1月10日までの工期で発注しております。

次に、病院事業について申し上げます。町立病院では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、発熱外来を継続して開設しております。町内での感染拡大時には、診療体制を整えるため、一部外来診療を休診するなど随時対応してまいりますので、町民のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

次に、消防関係について申し上げます。11月末までの火災発生件数は1件で、枯れ草火災が発生しております。

救急件数は247件で、うち急病が101件、交通事故が17件、一般負傷が34件、その他転院搬送などが84件で、ドクターヘリによる搬送が11件となっており、救急が29件の減、ドクターヘリ搬送件数は3件の増となっております。

火災予防の事業では、秋の全道火災予防運動期間中、全町にポスターや「火の用心」の旗を掲示

したほか、旅館、大型店舗など不特定多数の方が出入りする施設の防火査察を実施いたしました。また、例年1月5日に開催している消防団出初式は、福祉センターにおいて開催する予定であります。

終わりに、本定例会に提案した議案は、条例の制定、一部改正、各会計補正予算など、合わせて19件となっております。議案上程の都度、担当説明員から説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、行政報告を終わります。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（柏倉恵里子） 以上で、行政報告を終わります。

◎議案第1号 長万部町公営企業の設置等に関する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第4、議案第1号長万部町公営企業の設置等に関する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第1号長万部町公営企業の設置等に関する条例につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

過日、総務大臣通知により発出されました「公営企業会計適用の更なる推進ロードマップ」等により、本町でも下水道事業の経営基盤強化を目的とし、地方公営企業法適用方針に基づき、新たに「公共下水道事業会計」を設置するため、ガス・水道・病院そして下水道事業を含めまして、4つの事業会計を統合した本条例案を提案するものでございます。

それでは本文をご覧願います。提案内容につきましては、要約してご説明をさせていただきます。

表題は、長万部町公営企業の設置等に関する条例でございます。第1条は趣旨で、法律の規定に基づき、公営企業の設置等に関し必要な事項を定める規定です。

第2条は公営企業の設置で、町が公営企業としてガス・水道・公共下水道・病院の4つの事業を設置する規定でございます。

第3条は法の適用範囲で、ガス・水道・公共下水道の3事業につきましては、法規定の全部を適用し、病院事業につきましては、財務規定等を適用範囲とする規定でございます。

第4条は経営の基本で、ガス・水道・公共下水道の3事業の規模及び能力、次頁に移りまして病院事業の名称、設置場所、診療科目、病床数等をそれぞれ規定しています。

第5条は組織で、法令に基づきまして、ガス事業等に管理者を置かず、これらの事務を処理させるため水道ガス課を置く規定でございます。

第6条は重要な資産の取得及び処分、法規定により予算で定めなければならない公営企業の用に供する資産の取得及び処分についての規定でございます。

第7条は業務状況説明書類の作成で、次頁にかけましてガス事業等及び病院事業に関し、法令に基づきまして、町長が事業概要や経理関係の予算・決算状況等を決められた期日までに作成する規定となっております。

次の第8条は委任で、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしてございます。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、令和6年4月1日から施行するものでございます。次項以降は 本条例制定に伴い、関連条例の廃止や経過措置、一部改正により文言等を修正するも

のでございます。

第2項は長万部町ガス事業の設置等に関する条例等の廃止で、第1号の「長万部町ガス事業の設置等に関する条例」から第5号の「長万部町公共下水道事業特別会計条例」までの5つの条例をそれぞれ廃止する規定でございます。

第3項は経過措置で、長万部町公共下水道事業特別会計に係る令和5年度の決算につきましては、従前の例により事務処理をする規定となっております。

次の第4項から関係条例の一部改正の規定となります。附則第4項から第8項までの新旧対照表を議案に添付しておりますので、あわせてご覧願います。各表の左欄が改正後、右欄が改正前で下線部分に変更する内容でございます。

まず第4項の長万部町給水条例の一部改正でございますが、新旧対照表は1頁目となります。第41条中の「水道事業管理者」を「町長」に改める文言の修正でございます。

続きまして、第5項の長万部町公共下水道条例の一部改正、第6項の長万部町公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正、及び第7項の長万部町水洗便所改造等資金貸付条例の一部改正につきましては、新旧対照表は5項関係が2頁から4頁、第6項関係は5頁、第7項関係は6頁となっておりますが、地方公営企業法で一般的に定められる「規程」に統一するために、この3つの条例でそれぞれの条文中で使用しておりますすべての「規則」を「規程」に改める文言の修正でございます。

第8項は長万部町立病院使用料及び手数料条例の一部改正で、新旧対照表は7頁となりますが、第1条中の「長万部町病院事業の設置等に関する条例」を「長万部町公営企業の設置等に関する条例」に改めるものでございます。

以上がただいま上程されました、議案第1号長万部町公営企業の設置等に関する条例についての内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 長万部町公営企業の剰余金の処分等に関する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第5、議案第2号長万部町公営企業の剰余金の処分等に関する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第2号長万部町公営企業の剰余金の

処分等に関する条例につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

議案第1号の条例と同様に、「公共下水道事業会計」を新たに設置することから、ガス・水道・病院そして下水道事業を含めまして、4つの事業会計に共通した本条例案を提案するものでございます。

それでは本文をご覧願います。提案内容につきましては、要約してご説明をさせていただきます。

表題は、「長万部町公営企業の剰余金の処分等に関する条例」でございます。第1条は目的で、法律の規定に基づき、事業において生じた剰余金の処分及び欠損の処理につきまして、必要な事項を定める規定でございます。

第2条は適用の範囲で、長万部町公営企業の設置等に関する条例第2条に掲げた「ガス・水道・公共下水道・病院」の4つの事業を対象とする規定でございます。

第3条は利益処分の方法及び積立金の取崩しで、毎事業年度で生じた利益につきまして、減債積立金及び建設改良または利益積立金として積み立て、当該目的のために使用できるなどとする規定でございます。

次頁をご覧願います。第4条は資本剰余金の処分等で、毎事業年度で資本剰余金が生じた場合の積み立てや処分などについての規定でございます。

第5条は欠損の処理で、法律の規定に基づき前事業年度から繰り越した欠損金がある場合等の処理についての規定でございます。

第6条は委任で、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めると規定してございます。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2項はガス事業の剰余金の処分等に関する条例等の廃止で、第1号の「長万部町ガス事業の剰余金の処分等に関する条例」から第3号の「長万部町病院事業の剰余金の処分等に関する条例」までの3つの条例を廃止するものでございます。

以上がただいま上程されました、議案第2号長万部町公営企業の剰余金の処分等に関する条例についての内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 長万部町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第6、議案第3号長万部町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第3号長万部町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

議案第1号及び第2号の条例と同様に、「公共下水道事業会計」を新たに設置することに伴い、関連事項を整理した本条例案を提案するものでございます。

それでは本文をご覧願います。提案内容につきましては、要約してご説明をさせていただきます。

表題は、「長万部町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」でございます。第1条は目的で、法律の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準を定める規定でございます。

第2条は給与の種類及び基準で、職員の給与に関する条例及び長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例とする規定でございます。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2項は企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止で、本条例制定に伴いこの条例を廃止するものでございます。

以上がただいま上程されました、議案第3号長万部町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例についての内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第7、議案第4号督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田中税務課長。

○税務課長（田中浩） ただいま上程されました、議案第4号督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由と内容をご説明いたします。

令和5年度から地方税共通納税システムが本格稼働されたことに伴い導入された、QRコード付きの納付書による収納方法や、スマートフォンアプリなどを利用した電子納付について、これまで手書きで対応していた督促手数料納付への対応が困難であることから、納付方法の違いによる不公平性を避けることを勘案し、町税等の督促手数料を廃止するための改正を行おうとするもので、施行期日は令和6年4月1日からとするものでございます。

条例の内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

1頁をご覧ください。第1条関係で、長万部町税条例でございます。

第2条は用語で、第2号中「督促手数料、」を削除するものであります。

第21条は督促手数料で、見出しを削り、「徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。」を「削除」に改めるものであります。

2頁をご覧ください、第2条関係で、長万部町税外諸収入金の徴収に関する条例でございます。

第3条は督促手数料で、見出しを削り、「前条の規定により督促状を発した場合においては、1通につき100円の手数を徴収する。」を「削除」に改めるものであります。

第6条は滞納処分で、第1項中「督促手数料、」を削除するものであります。

3頁をご覧ください。第3条関係で、長万部町後期高齢者医療に関する条例でございます。

第6条は、保険料の督促手数料で、見出しを削り、「保険料の督促手数料は、1通について、100円とする。」を「削除」に改めるものであります。

4頁をご覧ください、第4条関係で、長万部町介護保険条例でございます。

第9条は、保険料の督促手数料で、見出し中「手数料」を削り、第2項を削除するものであります。

附則第1条は、施行期日で、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附則第2条は経過措置で、令和5年度以前の会計年度に属する歳入に係る督促手数料の徴収については、この条例による改正後のそれぞれの規定にかかわらず、なお従前の例による。

以上がただいま上程されました、議案第4号督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 長万部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第8、議案第5号長万部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第5号長万部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、昨今の地方議会議員のなり手不足や社会経済情勢の著しい変化を踏まえ、長万部町特別職報酬等審議会からの答申に基づき、議員報酬を改めるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

1枚ものですが、表の左欄が改正後で右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第1条は議員報酬で、議長月額25万円から議員月額17万5,000円までを、第1号、議長月額29万円、第2号、副議長月額24万円、第3号、常任委員長及び議会運営委員長月額22万円、第4号、議員月額21万円に、改めるものであります。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第5号長万部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第9、議案第6号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第6号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、近隣自治体との均衡等を考慮し、長万部町特別職報酬等審議会からの答申に基づき、監査委員及び農業委員会の報酬を改めるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

1枚ものの新旧であります。表の左欄が改正後で右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

別表1の改正で、監査委員の識見委員、年額29万4,000円、議会選出委員21万6,000円を、識見委員、年額41万4,000円、議会選出委員26万7,000円に、農業委員会の会長、年額21万円、委員14万4,000円を、会長、年額27万円、委員21万6,000円に改める

ものであります。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第6号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第10、議案第7号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第7号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、令和5年人事院勧告に伴い、期末・勤勉手当の支給割合が引き上げられる一般職員との均衡を考慮し、期末手当の支給割合を改めるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

1頁をご覧ください。表の左欄が改正後で右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第1条関係は、令和5年度に係るものであります。

第3条は手当で、第3項ただし書中「100分の220」を「100分の230」に改めるものであります。

2頁をご覧ください。第2条関係は、令和6年度に係るものであります。

第3条は手当で、第3項ただし書中「100分の230」を「100分の225」に改め、6月期及び12月期の支給割合を平準化するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和5年12月期支給の期末手当から適用する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものであり、すでに支払われた期末手当は、改正後の内払であることを規定しております。

以上がただいま上程されました、議案第7号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。
討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。
これより直ちに本案を採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第11、議案第8号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

暫時休憩します。

10時52分 休憩

10時52分 再開

○議長（柏倉恵里子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） 大変失礼いたしました。ただいま上程されました、議案第8号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、令和5年人事院勧告に伴うもので、改正する主な内容は、給料表の改定、期末・勤勉手当の支給割合の改定、在宅勤務等手当の創設であります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

1頁をご覧ください。表の左欄が改正後で右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第1条関係は、令和5年度に適用となる事項であります。

第15条は期末手当で、一般職員に係る改正として、第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、再任用職員に係る改正として、第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改めるもの。

第15条の4は勤勉手当で、一般職員に係る改正として、第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、2頁をご覧ください。再任用職員に係る改正として、第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改めるものであります。

3頁から5頁は別表第1で行政職給料表。6頁から8頁は別表第2で医療職給料表であります。

9頁をご覧ください。第2条関係の新旧対照表で、令和6年度以降に適用となる事項であります。

はじめに、在宅勤務等手当の創設に伴う文言修正等の改正として、第2条は給料で、第1項中「赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加えます。

第9条の2は通勤手当で、第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」を「第9条の2の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「定める職員」の次に「に限る。」を加えます。

10頁をご覧ください。第9条の2の3として在宅勤務等手当を加えるもので、第1項として、住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1か月あたり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

第2項、在宅勤務等手当の月額は3,000円とする。

第3項、前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。を追加いたします。

第9条の3は住居手当で、第2項中「前条第1項」を「第9条の2の2第1項」に改めるものがあります。

次に、期末・勤勉手当の平準化に伴う改正として、第15条は期末手当で、一般職員に係る改正として、第2項中「100分の125」を、「100分の122.5」に改め、11頁をご覧ください。再任用職員に係る改正として、第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を、「100分の68.75」に改め、6月期と12月期の支給割合の平準化を行うもの。

第15条の4は勤勉手当で、一般職員に係る改正として、第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、再任用職員に係る改正として、第2号中「100分の50」を、「100分の48.75」に改め、6月期と12月期の支給割合の平準化を行うものであります。

12頁をご覧ください。附則として、第1条は施行期日等で、この条例は公布の日から施行する。ただし第2条の改正規定については、令和6年4月1日から施行する。

第2項は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定中、第15条第2項及び第3項、第15条の4第2項の改正規定は、令和5年12月期支給の期末手当及び勤勉手当から適用し、別表第1及び別表第2の改正規定は、令和5年4月1日から適用する。

第2条は給与の内払いで、すでに支払われた給与は、改正後の給与の内払であることを規定しております。

第3条は規則への委任で、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定しております。

以上がただいま上程されました、議案第8号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。

11時00分 休憩

11時10分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第9号 長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第12、議案第9号長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第9号長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、期末手当の支給割合が引き上げられる特別職との均衡を考慮し、議員の期末手当支給割合を改めるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

1頁をご覧ください。表の左欄が改正後で右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第1条関係は、令和5年度に係るものであります。第1条は期末手当で、第2項中「100分の220」を「100分の230」に改めるものであります。

2頁をご覧ください。第2条関係は、令和6年度に係るものであります。第1条は期末手当で、第2項中「100分の230」を「100分の225」に改め、6月期及び12月期の支給割合を平準化するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和5年12月期支給の期末手当から適用する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものであり、すでに支払われた期末手当は、改正後の内払であることを規定しております。

以上がただいま上程されました、議案第9号長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 長万部町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第13、議案第10号長万部町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第10号長万部町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、近年の宿泊料金の上昇による宿泊料の引き上げ、管内市町と比較して半額以下となっている車賃の引き上げ、及び採用職員に対する赴任旅費の取扱いを明記するため改めるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で右欄が改正前で、下線部分に変更する内容であります。

第3条は旅費の支給で、第1項に、ただし書きとして、「採用による赴任の場合は、町長が特に必要があると認める場合に限り旅費を支給することができる。」を追加するもの。

第12条は車賃で、第1項中「15円」を「37円」に改めるもの。

別表1は、宿泊料の道内の額を改めるもので、町長、病院長は「1万2,000円」を「1万4,000円」に、副町長、教育長などは「1万円」を「1万2,000円」に、消防長、課長、事務局長などは「9,000円」を「1万1,000円」に改めるものであります。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第10号長万部町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 長万部町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第14、議案第11号長万部町火災予防条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

沼田消防長。

○消防長（沼田明宏） ただいま上程されました、議案第11号長万部町火災予防条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気設備等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表により要約してご説明いたします。表の左欄が改正後で右欄が改正前で、下線部分に変更する内容であります。

1 頁をご覧ください。第 1 1 条第 1 項第 3 号の 2 中、「キュービクル式のものにあつては、」を削るものです。

第 1 1 条の 2 第 1 項第 4 号中、「雨水等」の前に「その^{きょうたい}筐体は」を加えるものです。

2 頁をご覧ください。第 1 3 条第 1 項は、蓄電池設備の規制対象に係る単位をアンペアアワーセルからキロワットアワーを用いて区分することとし、1 0 キロワットアワー以下のもの及び 1 0 キロワットアワーを超え 2 0 キロアワー以下のもので、出火防止措置及び延焼防止措置が講じられたものにあつては、規制の対象から除くもので、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放型鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床土又は台上に設けなければならないものとするもの。

第 1 3 条第 3 項は、第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備は、出火防止措置及び延焼防止措置が講じられたもので、火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除くものにあつては、建物等から 3 メートル以上の距離を保たなければならないが、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときはこの限りでない。とするもの。

第 1 3 条第 4 項中、「第 2 項並びに本条第 1 項」を「第 1 1 条の 2 第 1 項第 4 号」に改めるもの。

3 頁をご覧ください。第 5 1 条第 1 3 号中、「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が 2 0 キロワットアワー以下のものを除く。)」を加えるものであります。

次に、別表 3 に規定する対象火気設備等の離隔距離に関する基準について、厨房設備のうち固体燃料を用いた炭火焼き器については、内壁や可燃物からの離隔距離を新たに定めようとするものであります。

4 頁をご覧ください。附則として、施行期日は「1、この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。経過措置としまして、第 2 項は第 1 3 条第 1 項に規定する蓄電池設備は、現に設置の工事中である蓄電池設備発電設備等のうち新条例の規定に適合しないものについては、なお、従前の例による。とするもの。

第 3 項は、新条例の規定に適合しないものにあつては、従前の例によるもの。

第 4 項は、新条例第 1 3 条第 1 項に規定する蓄電池設備は、この条例の施行の際、現に設置されているもの及び条例の施行の日から起算して 2 年を経過する日までに設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は適合はしないもの。

以上がただいま上程されました、議案第 1 1 号長万部町火災予防条例の一部を改正する内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 1 2 号 長万部町し尿処理施設解体基金条例を廃止する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第 1 5、議案第 1 2 号長万部町し尿処理施設解体基金条例を廃止する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第 1 2 号長万部町し尿処理施設解体基金条例を廃止する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

し尿処理施設解体及び撤去に要する経費については、今年度ですべて精算となるため、長万部町し尿処理施設解体基金条例を廃止するため、提案するものであります。

本文をご覧ください。長万部町し尿処理施設解体基金条例（令和元年条例第 2 5 号）は、廃止する。

附則として、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するというものであります。

以上がただいま上程されました、議案第 1 2 号長万部町し尿処理施設解体基金条例を廃止する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 1 3 号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（柏倉恵里子） 日程第 1 6、議案第 1 3 号定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岸上新幹線推進課長。

○新幹線推進課長（岸上尚生） ただいま上程されました、議案第 1 3 号定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、その提案理由と内容をご説明いたします。

定住自立圏は、中心市と近隣自治体が相互に役割を分担し連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能を確保する定住自立圏構想を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成するものであります。当町では、函館市を中心市とする渡島・檜山全域の自治体で構成される南北海道定住自立圏に参画しております。

現在の南北海道定住自立圏形成に関する協定については、平成 2 6 年 3 月に締結し、平成 3 0 年 1 2 月に協定の一部変更を締結しておりますが、その後 5 年を経過する中で地域課題や実態に対応

する必要が生じたため、協定項目の見直しを行い、変更協定を行おうとするものであります。

この定住自立圏協定の一部を変更する協定の締結にあたり、地方自治法第96条第2項の規定に基づいて制定された「長万部町定住自立圏形成協定の議決に関する条例」の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

変更する協定内容につきましては、別紙の定住自立圏の形成に関する協定書新旧対照表によりご説明申し上げます。表の右欄が改正前、左欄が改正後で、下線部分が変更及び追加事項を示しております。

1頁目をご覧ください。こちらは、定住自立圏の形成に関する協定書第3条及び第4条関係の別表第1中、アの表の「医療従事者の確保・要請」を「安定的な医療提供体制の確保」に、また、同表の右側の取組内容の中、「の維持を図るため、救急救命士をはじめとした医療従事者の確保・要請」を「を確保するため、救急救命生病院実習の実施をはじめとした各種事業」に改め、甲の役割中、「医療提供体制の維持を図るため」を「確保するため」、また、乙の役割中、「維持を図るため」を「確保を図るため」と改めるものであります。

2頁をご覧ください。別表第1中に新たに、ウの「教育」と、表中に、「文化・スポーツの振興」と、「取組み内容」として「圏域内の文化・スポーツを振興するため、文化・スポーツ施設の相互利用をはじめとした各種事業に取り組む」、「甲の役割」として「乙と連携して、圏域内の文化・スポーツを振興するための各種事業において中心的な役割を担う。」、「乙の役割」として、「甲と連携して、圏域内の文化・スポーツを振興するための各種事業に取り組む」を、追加するものであります。

次に別表第2中に、新たに、「エ その他」と、表中に、「消費生活相談の広域的対応」と、「取組み内容」として、「圏域住民の生活の安定および向上を図るため、函館市消費生活センターにおいて相談対応等を実施する。」、「甲の役割」として、「乙と連携して、圏域住民の生活の安定および向上を図るため、函館市消費生活センターにおける相談対応等の実施において中心的な役割を担う。」、「乙の役割」として、「甲と連携して、圏域住民の消費生活の安定及び向上を図るため、函館市消費生活センターにおける相談対応等を実施する。」を追加するものであります。

なお、変更協定の締結につきましては、渡島檜山管内の各自治体議会での議決後に行うこととなっております。

以上が、議案第13号定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についての提案理由と内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

申し訳ございません、説明中、新旧対照表2頁の下段「エ その他」の取組み内容の説明の中で「圏域住民の生活の安定」と申し上げましたが、消費生活、「消費」が抜けておりましたので訂正させていただきます。

また、続けて「甲の役割」の中で、「圏域住民の生活」と申し上げましたが、こちらも「消費生活」が正しい内容になっておりますので、こちらも合わせて訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号 令和5年度長万部町一般会計補正予算（第9号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第17、議案第14号令和5年度長万部町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第14号令和5年度長万部町一般会計補正予算（第9号）について、その内容をご説明いたします。

今回補正する主なものは、人事院勧告及び会計科目間異動に伴う職員給与費の整理、ふるさと納税関連経費、冬期福祉給付金、低所得世帯支援給付金の追加などで、歳入歳出にそれぞれ5億3,777万4,000円を追加し、補正後の予算総額を67億9,691万5,000円とするものであります。内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

はじめに、人件費からご説明いたします。歳出の内訳なかほどに、人件費として報酬、給料、職員手当等、共済費を別枠で記載しており、1頁の議会費から3頁の教育費まで計上しております。

3頁の歳出合計額をご覧ください。人件費の総額でご説明いたします。人件費全体では、人事院勧告や休職者、会計間異動等を整理し、3,803万9,000円の減額であります。内訳として、会計年度任用職員の報酬211万8,000円の追加、職員給料1,220万5,000円の減額、職員手当等は、職員分43万円、会計年度任用職員期末手当31万9,000円、議員期末手当21万6,000円の合計96万5,000円の追加、共済費2,891万7,000円の減額であります。

次に、人件費以外についてご説明いたします。1頁にお戻りください。総務費は、3億9,217万7,000円の追加であります。一般管理費、需用費204万円の追加は電気料、役務費3,500万円の追加は、ふるさと納税に係る通信費。

財産管理費、役務費7万4,000円の追加は、EV車導入に係る車保険料。使用料及び賃借料68万4,000円の減額は、リース開始時期確定に伴うLED照明借上料。

企画費、報償費6,654万円の追加は、まちづくり基金寄付者贈呈品。旅費27万4,000円の追加は、普通旅費が24万円の減額、駅デザイン検討委員の視察に伴う委員旅費51万4,000円の追加。役務費2,824万9,000円の追加は、ふるさと納税に係る公金払手数料2,733万8,000円、データ処理手数料91万1,000円の追加。委託料1,951万6,000円の追加は、ふるさと納税業務支援委託。使用料及び賃借料36万円の減額は、地域おこし協力隊員の家屋借上料。負担金・補助及び交付金436万5,000円の追加は、地域おこし協力隊員研修会負担金20万円。地域間幹線系統維持費補助505万6,000円、市町村生活バス路線運行事業補助10万9,000円の追加、移住支援事業補助100万円の減額。積立金2億2,100万円の

追加は、ふるさと納税の増額見込みに伴う、まちづくり基金積立。

歳入では、15道支出金、総務費道補助金、土地利用規制等対策事業1万6,000円の減額、UIJターン新規就業支援事業75万円の減額。17寄附金、まちづくり寄附金は積立金と同額の2億2,100万円。18繰入金、生活交通確保対策基金繰入金156万8,000円、19諸収入、雑入、いきいきふるさと推進事業助成金220万円を計上いたしました。

電子計算費、需用費25万9,000円の追加は、プリンタ用トナーなどの消耗品費。委託料77万円の追加は、定年延長に伴う給与システム改修による財務会計システム改修委託。

ガス・温泉管理費、需用費160万円の追加は電気料。委託料300万円の追加は、天然ガス・温泉業務管理委託。

賦課徴収費、役務費6万8,000円の減額は、EV車導入に係る車保険料。委託料30万円の追加は、督促手数料廃止に伴うコーカスシステム改修委託。

戸籍住民基本台帳費、委託料861万9,000円の追加は、マイナンバーカードへの氏名ローマ字表記に伴う住基システム改修委託718万8,000円、戸籍附票システム改修委託143万1,000円の追加。備品購入費22万7,000円の追加は、パスポート電子申請用端末機であります。

歳入では、14国庫支出金、総務費国庫補助金、マイナンバーカード交付事業36万4,000円、番号制度システム整備事業799万7,000円を計上いたしました。

民生費は、7,315万2,000円の追加であります。社会福祉総務費、扶助費200万円の追加は冬期福祉給付金で、物価高騰に伴う灯油価格の増嵩^{ぞうずう}をかんがみ、高齢者や障害者等で低所得の状況にある方々に、灯油購入費等の一部を助成するもので、対象者は、満75歳以上の高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯・準要保護世帯で、給付額は1世帯あたり5,000円とし、400世帯分を計上いたしました。繰出金22万9,000円の追加は、国民健康保険特別会計繰出金で、職員給与費等繰出分の整理であります。

福祉センター費、使用料及び賃借料41万2,000円の減額は、リース開始時期確定に伴うLED照明借上料。心身障害者特別対策費、委託料1万1,000円の追加は、法改正に伴う障害者自立支援システム改修委託。

後期高齢者医療費、負担金・補助及び交付金306万8,000円の追加は、後期高齢者医療療養給付費負担金で、令和4年度負担金の確定によるもの。

低所得世帯追加支援給付費は、デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき、低所得世帯を支援するため実施する給付金事業に係る関連予算の計上であります。需用費4万9,000円の追加は、消耗品費が1万円、印刷費が3万9,000円の追加。役務費39万4,000円の追加は、通信費が27万4,000円、口座振込手数料が12万円の追加。委託料303万1,000円の追加は、低所得世帯支援給付金システム改修委託。負担金・補助及び交付金6,860万円の追加は、低所得世帯支援給付金で、歳入では、14国庫支出金、民生費国庫補助金、低所得世帯追加支援給付金給付事業で、歳出同額の7,213万4,000円を計上いたしました。

児童措置費、需用費39万4,000円の追加は、パネルヒーター循環ポンプ交換に係る修理費。使用料及び賃借料3,000円の追加は、リース開始時期確定に伴うLED照明借上料。負担金・補助及び交付金800万円の追加は、幼稚園等施設型給付負担金で、利用見込児童数の増などによるものであります。

衛生費は、4,258万円の追加であります。2頁をご覧ください。し尿処理費、役務費11万8,000円の追加は、証紙売捌手数料。委託料207万円の追加は、し尿浄化槽汚泥収集委託で、ともにし尿浄化槽汚泥処理の増加によるもの。病院事業費、繰出金5,000万円の追加は、病院事業会計繰出金で、収支不足分に係るものであります。

農林水産業費は、6,038万3,000円の追加であります。農地費、償還金・利子及び割引料7万3,000円の追加は、道営畑地帯総合整備事業補助金返還金。公共牧場管理運営費、委託料809万2,000円の追加は管理運営委託で、肥料価格の高騰及び老朽化に伴う施設等の補修費用の増によるもの。

歳入では、13使用料及び手数料、農林水産使用料、公共牧場使用料で、入牧頭数の増加に伴い154万9,000円を計上いたしました。

林業振興費、負担金・補助及び交付金326万4,000円の追加は、豊かな森づくり推進事業補助で、民有林の植栽面積の増によるもの。

歳入では、15道支出金、農林水産業費道補助金、林業振興事業で200万2,000円、18繰入金、森林環境譲与税基金繰入金で、人件費同額の16万8,000円を計上いたしました。

水産業振興費、負担金・補助及び交付金191万円の追加は、さけ増殖事業補助で、年々減少し続ける秋鮭の回帰率改善のため、町内河川への稚魚の放流事業への支援として、事業主体であります長万部漁業協同組合に補助するもの。アイヌ農林漁業対策事業費、負担金・補助及び交付金5,160万円の追加は、箆洗浄ポンプユニット導入事業補助で、事業主体である長万部漁業協同組合に補助するもの。

歳入では、15道支出金、農林水産業費道補助金、アイヌ農林漁業対策事業で、歳出同額の5,160万円を計上いたしました。

商工費は、4,000円の追加であります。多目的活動センター施設費、需用費10万円の追加は、女子トイレ手洗器の修理費であります。

土木費は、2,414万7,000円の減額であります。道路橋梁維持費、工事請負費150万円の追加は、小破修理工事。

都市計画総務費、委託料1,289万3,000円の減額は、関係機関協議で調査まで至らなかったことによる駅周辺事業手法検討業務委託1,313万4,000円の減額、用地交渉に必要な不動産鑑定委託24万1,000円の追加。

歳入では、14国庫支出金、土木費国庫補助金、官民連携基盤整備推進事業で1,313万4,000円を減額いたしました。

公共下水道費、繰出金1,147万2,000円の減額は、繰越金の確定に伴う公共下水道事業特別会計繰出金。

住宅管理費、需用費117万円の追加は住宅修理費で、不良箇所の修理や高額な修理が発生したことに伴う不足分の計上であります。

消防費は、784万7,000円の減額であります。常備消防費、使用料及び賃借料2万3,000円の追加は、リース開始時期確定に伴うLED照明借上料。消防施設費、需用費73万6,000円の追加は施設修理費で、消防救急デジタル無線子局の修理費用。備品購入費25万円の追加は、地上式多雪型消火栓であります。

教育費は、185万4,000円の追加であります。小学校費、学校管理費、需用費60万円の

追加は電気料。使用料及び賃借料61万7,000円の減額は、リース開始時期確定に伴うLED照明借上料。中学校費、学校管理費、需用費145万円の追加は、電気料80万円。備品修理費65万円の追加。使用料及び賃借料66万8,000円の減額は、リース開始時期確定に伴うLED照明借上料。

3頁をご覧ください。町民センター施設費、使用料及び賃借料4万3,000円の追加は、リース開始時期確定に伴うLED照明借上料。学習文化センター施設費、需用費18万円の追加は電気料、委託料6万8,000円の追加は、消防用設備検査委託、使用料及び賃借料23万5,000円の減額は、リース開始時期確定に伴うLED照明借上料。青少年会館施設費、使用料及び賃借料2万4,000円の減額は、リース開始時期確定に伴うLED照明借上料。海洋センター施設費、使用料及び賃借料4万9,000円の減額は、リース開始時期確定に伴うLED照明借上料。

学校給食センター費、需用費240万円の追加は、排水処理原水槽揚水ポンプ交換などの修理費60万円、食材の高騰による給食材料費180万円の追加。使用料及び賃借料6万6,000円の減額は、リース開始時期確定に伴うLED照明借上料。備品購入費10万円の追加は、全自動洗濯機とガスストーブの故障による更新であります。

諸支出金2,000円の追加は、ガス事業費の繰出金で、基礎年金拠出金などに係るガス事業会計繰出金であります。

次に、歳入についてご説明いたします。1頁にお戻りください。ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。

13使用料及び手数料、衛生手数料、し尿処理手数料は147万円の追加で、浄化槽汚泥処理の増加によるもの。

14国庫支出金、衛生費国庫補助金、感染症対策事業は20万7,000円の追加で、風しんの抗体検査費用等に係るもの。総務費国庫補助金、地方創生事業は2,950万円の追加で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた物価高騰対策のための、地方創生臨時交付金であります。

18繰入金、財政調整基金繰入金1億5,991万5,000円の追加は、今回の補正で不足する財源を当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取崩後の当基金残高見込額は、4億984万5,000円となります。

以上がただいま上程されました、令和5年度長万部町一般会計補正予算（第9号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳出より行います。はじめに議会費、8頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に総務費、8頁から11頁です。ありませんか。

高森議員。

○議員（6番 高森功治） 10頁8番、ガス・温泉管理費の12委託料300万円なんですけど、これ増になった理由をお聞きします。

○議長（柏倉恵里子） 中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいまの質問にお答えをいたします。この300万円につきましては、人件費に充てる部分でございまして、主に天然ガスの見回りですとか、あと神社横にありますR5号井の見回りなんかということで利用しておりまして、人件費の約50%となっております。

以上です。

○議長（柏倉恵里子） ほかにありませんか。

辻紀樹議員。

○議員（3番 辻紀樹） 一般管理費の役務費の3,500万ってあるんですが、この内容を教えてもらって。1頁です。1頁の総務費、一般管理費の3,500万。

○議長（柏倉恵里子） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） この3,500万円の追加につきましては、ふるさと納税によるものということで、当初予算では4,000件で760万円を見込んでおりましたが、今回ふるさと納税の大幅な増加を見込んでおりますので、今回は3万1,000件で見込んで、3,500万円追加するものであります。

○議長（柏倉恵里子） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に民生費、11頁から13頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に衛生費、13頁から14頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に農林水産業費、14頁から16頁です。ありませんか。

辻紀樹議員。

○議員（3番 辻紀樹） 14頁の公共牧場管理運営費で、当初予算の約40%ほどの補正をしますが、先ほど2つの要因ということでお聞きしたんですが、どちらの要因のほうが多く金額を占めていますか。

○議長（柏倉恵里子） 濱谷農業政策室長。

○農業政策室長（濱谷陽一） 費用の大きく増減になった部分につきましては、主に肥料代が値上がりしております。ご存じのとおり牧場の中に放牧をするんですが、春と秋に2回肥料を撒いて草の生育を高めてやるということをやっているんですが、一昨年からの肥料の高騰が未だに続いておりまして、今回もまだ肥料が高い状況ではあるんですが、逆に言うと肥料を使わなければ草が大きくなっていかない、育たないということもありますので、今回このような形の中で補正をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（柏倉恵里子） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に商工費、16頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に土木費、16頁から18頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に消防費、18頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に教育費、19頁から22頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に諸支出金、22頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳出を終わります。

続いて歳入を行います。はじめに使用料及び手数料、5頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に国庫支出金5頁から6頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に道支出金、6頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に寄附金、7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に繰入金、7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に諸収入、7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳入を終わります。

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号 令和5年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（柏倉恵里子） 次に日程第18、議案第15号令和5年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第15号令和5年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ57万1,000円を追加し、補正後の予算総額を7億2,612万1,000円とするものであります。補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに歳出からご説明いたします。総務費は、47万1,000円の追加であります。一般管理費の給料2万5,000円、職員手当等18万1,000円、共済費2万3,000円の追加は、給与改定によるものであります。需用費5万円の追加は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知チラシの印刷費の追加であります。医療費適正化対策費の報酬13万7,000円の追加は、医療事務員に係るもの。職員手当等2万9,000円の追加は期末手当。共済費は社会保険料等の2万6,000円の追加であります。諸支出金は、10万円の追加であります。保険税還付金の償還金・利子及び割引料に社会保険加入に伴う過年度分保険税還付金として、10万円追加

するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。国庫支出金、番号制度システム整備費補助金、番号制度システム整備5万円の追加は、歳出で一般管理費の需用費、印刷費に係るものであります。道支出金、保険給付費等交付金の29万2,000円の追加は、特別交付金の追加であります。繰入金の一般会計繰入金22万円9,000円の追加は、人件費分繰入金の追加であります。

以上が、議案第15号令和5年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁から4頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号 令和5年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第19、議案第16号令和5年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第16号令和5年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきましてご説明いたします。補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ574万7,000円を追加し、補正後の予算総額を10億2,876万8,000円とするものでございます。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。下水道費は574万7,000円の追加で、内訳では、一般管理費の給料5万円、職員手当等19万7,000円の追加は、給与改定に伴う人件費の増額分でございます。委託料100万円の追加は、公営企業会計適用移行に伴う下水道システム改修業務の委託分で、終末処理場管理費の需用費250万円の追加は、終末処理場の施設機器等にかかる修理費でございます。建設費の委託料200万円の追加は、下水道ストックマネジメント支援制度に基づくカーボンニュートラル推進に係る終末処理場内の工事設計業務委託でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。国庫支出金の100万円の追加は、歳出の下水道費で建設費委託料にかかる国庫補助対象経費の増額に伴うものでございます。次の繰入金1,147万2,000円の減額は、一般会計繰入金を歳入歳出の補正に伴い減額をするものでございます。次の繰越金1,621万9,000円の追加は、前年度からの繰越金でございます。

以上が、令和5年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号 令和5年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第20、議案第17号令和5年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第17号令和5年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正で、はじめに予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出のガス事業費に76万2,000円を追加し、補正後の支出予定額を1億4,433万5,000円に改めるものでございます。

内訳では、製造費の給料8万1,000円、手当10万円、賞与引当金繰入額4万円、法定福利費13万4,000円、退職給付費1万2,000円の追加、供給販売費では給料9万7,000円、報酬10万5,000円、職員手当等2万3,000円、手当5万6,000円、賞与引当金繰入額4万円、法定福利費6万円、退職給付費1万4,000円の追加で、給与改定等に伴う人件費関連予算の増額でございます。

次に、収入のガス事業収益に365万2,000円を追加し、補正後の収入予定額を1億2,238万6,000円に改めるものでございます。

内訳では、その他営業外収益のその他営業外収益は300万円の追加で、天然ガス・温泉業務管理委託業務の人件費分にかかるもの。国庫補助金65万円の追加は、ガス料金政府支援補助金でございます。次の、その他特別利益、一般会計補助金2,000円の追加は児童手当及び基礎年金拠出金の増減にかかるものでございます。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。第2条の収益的収入及び支出につきましては、概要でご説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費で、職員給与費の合計額となっ

ておりまして、今回の人件費補正に伴い、予算第7条中「3,574万6,000円」を「3,650万8,000円」に改めるものでございます。

第4条は、他会計からの補助金の変更で、予算第8条中、一般会計補助金の基礎年金拠出金に係る公的負担分は、「100万8,000円」を変更後「106万円」に、児童手当は、変更前「30万円」を変更後「25万円」に改めるものでございます。

以上が、令和5年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、1頁をご覧ください。第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第4条、他会計からの補助金を一括して行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号 令和5年度長万部町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第21、議案第18号令和5年度長万部町水道事業会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第18号令和5年度長万部町水道事業会計補正予算（第4号）の内容につきましてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正で、給与改定に伴う人件費関連予算の追加でございます。支出科目のみの補正でございます。予算第3条に定めました収益的収入及び支出のうち、支出の水道事業費に51万2,000円を追加し、補正後の支出予定額を2億9,755万7,000円に改めるものでございます。

内訳では、原水費で給料1万2,000円、手当4万6,000円、賞与引当金繰入額2万円、法定福利費2,000円、配水費で報酬7万8,000円、職員手当1万5,000円、法定福利費4万9,000円、業務費で給料11万4,000円、手当9万円、賞与引当金繰入額2万5,000円、法定福利費4万3,000円、総係費で退職給付費1万8,000円の増額でございます。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。第2条の収益的収入及び支出は、概要で説明をいたし

ましたので省略をいたします。第3条は、議会の議決を経なければ流用できない経費で、職員給与費の合計額となっております。今回の人件費補正に伴い、予算第9条中「1,604万1,000円」を「1,655万3,000円」に改めるものでございます。

以上が、令和5年度長万部町水道事業会計補正予算（第4号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。はじめに、収益的支出を行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に1頁をご覧ください。第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号 令和5年度長万部町病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第22、議案第19号令和5年度長万部町病院事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前病院事務長。

○病院事務長（本前武広） ただいま上程されました、議案第19号令和5年度長万部町病院事業会計補正予算（第2号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出に係る補正であります。補正予算書の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

予算第3条に定めた収益的収入および支出のうち、支出の病院事業費用から1,150万円を減額し、補正後の支出予定額を7億6,581万円に改めるものであります。

内訳は、給与費の給料450万円の減額は、人事院勧告に伴う給与改定分の追加及び嘱託医師等に係る給与の減額分などを整理するもの。手当700万円の減額は、給与改定に伴う期末・勤勉手当の追加及び嘱託医師に係る手当の減額など、年度末を見込んで整理するものであります。

次に、収入は、病院事業収益から80万円を減額し、補正後の収入予定額を7億5,414万円に改めるものであります。

内訳は、入院収益が4,400万円の減額で、入院患者数の減少による減。外来収益680万円の減額は、外来患者数の減少による減。医業外収益の他会計補助金5,000万円の追加は、入院・外来収益の減収分を一般会計から補てんするものであります。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。第2条、業務の予定量の年間患者数、入院延べ「6,935人」を「6,570人」に、外来延べ「2万1,627人」を「2万1,384人」に改めるものであります。

第3条の収益的収入及び支出は、概要の中で説明しましたので、省略させていただきます。

第4条は、予算第6条で定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるもので、給与費の減額により、予算総額を5億483万6,000円に改めるものであります。

第5条は、他会計からの補助金で、予算第7条中、「3億2,500万円」を「3億7,500万円」に改めるものであります。

以上が、令和5年度長万部町病院事業会計補正予算（第2号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、1頁をご覧ください。第2条業務の予定量、第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第5条他会計からの補助金を一括して行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎選挙第1号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（柏倉恵里子） 日程第23、選挙第1号選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

令和5年10月3日付で、長万部町選挙管理委員会委員長から、現委員及び補充員の任期が令和6年1月16日をもって満了となるので、選挙を行われたい旨、地方自治法第182条第8項の規定により通知がありました。

したがって、ただいまから地方自治法第182条第1項の規定により選挙を行います。選挙を行う選挙管理委員は、地方自治法第181条第2項の規定により4人、補充員については同法第182条第2項の規程により、委員同数の4人となっております。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項及び議会の運営に関する基準46の規程により、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、堀江美知子氏、鹿島あつ子氏、中森恵氏、白鳥利幸氏、以上4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した4人の方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よってただいま指名した堀江美知子氏、鹿島あつ子氏、中森恵氏、白鳥利幸氏、以上4人の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、大槻千春氏、辰巳治典氏、笹村和志氏、森恭一氏、以上4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した4人の方を選挙管理委員補充委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よってただいま指名した大槻千春氏、辰巳治典氏、笹村和志氏、森恭一氏、以上4人の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって補充員の順序はただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

◎休会の決定

○議長（柏倉恵里子） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により12月13日から14日までの2日間を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって12月13日から14日までの2日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は12月15日午前10時から再開いたしますのでご承知おき願います。

◎散会宣告

○議長（柏倉恵里子） 本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れ様でした。

12時10分 散会
